

登録電気工事業者 登録事項等変更届出手続について

登録電気工事業者は、登録申請時の届出事項に変更を生じたときは、その旨を登録した都道府県知事に届け出なければなりません。

登録事項等の変更手続きに関しては、変更届出書以外にその変更内容によって提出していただく書類が異なります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

1 必要な書類（変更内容により、手数料が必要な場合があります。）

（１）様式第２２号 電気工事業に係る変更届出書

注）手数料が必要な変更内容は、次のとおりです。

ア 開設者の住所（住居表示の変更は除く。）、氏名又は名称及び電気工事の種類を変更された場合。

イ 手数料は２，２００円となります。山口県収入証紙を貼付してください。

（２）添付書類

※）変更内容により、提出していただく書類が異なりますので、下記までお問い合わせください。

2 受付期間

随時

3 提出先

〒 7 5 3 - 8 5 0 1 山口市滝町 1 番 1 号 山口県 産業労働部 産業政策課 産業資源班 TEL : (0 8 3) 9 3 3 - 3 1 5 5 Mail : a16100@pref.yamaguchi.lg.jp
--